2 政治団体の主要な届出書類

注） 1 税の優遇措置の適格団体は，政党•政党支部•政治資金団体，特定の公職の候補者の被推薦書，国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は国会議員氏名届を提出している政治団体に限られます。 2 政治資金団体の「指定届」及び指定の「取消届」は，政党本部が総務省に直接届け出ます（規正法6条の2）
政党支部の異動で「政党の状況等に関する届」が必要になるのは，「政党支部の名称」の異動の場合です
4 政党支部の異動で「支部証明書」が必要になるのは，「政党支部の名称」，「主たる事務所の所在地」，「主たる活動区域」及び「支部の単位」の異動の場合です。

